

国民健康保険課からのお知らせ

問い合わせ 国民健康保険課 ☎840-8127



7月から国民健康保険税の納付が始まります

●保険税の納期

保険税は年度（4月から翌年3月まで）ごとに計算し、8期に分けて納めます。それぞれの納期は次のとおりです。※月末が土日祝祭日の場合は金融機関などの翌営業日が納期限となります。

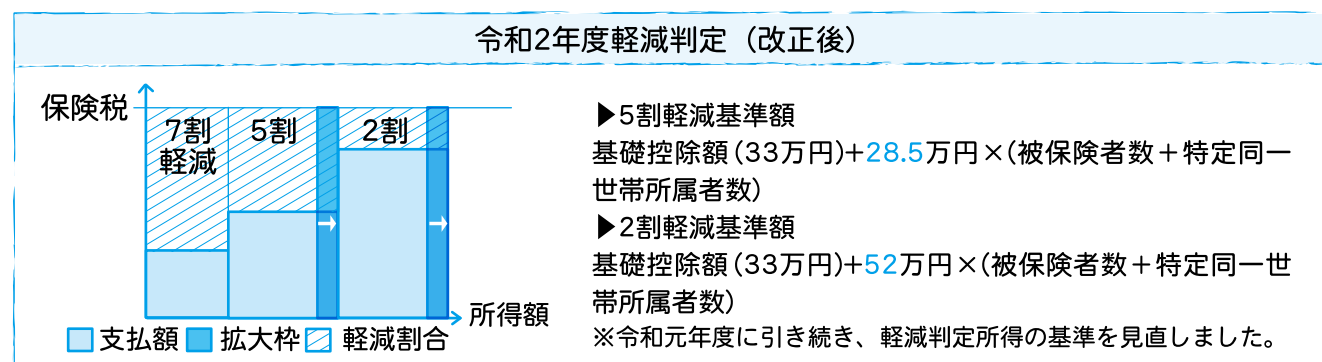
1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	翌年1月末	翌年2月末

●国民健康保険税の課税限度額（保険税の上限額）と保険税軽減範囲が変わります

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、令和2年度から糸満市国民健康保険税条例の一部が改正されることになりました。

保険税軽減範囲の拡充について

低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象者を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行います。



※後期高齢者医療保険料についても5割および2割軽減の対象者を拡大します。

保険税の内訳

項目	説明	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分(対象:40~64歳)
所得割	各々の所得から33万円を控除した額に右の率を乗じて算出	8.0%	2.45%	1.95%
均等割	加入者数に右の額を乗じて算出	27,000円	8,300円	8,600円
平等割	一世帯の定額課税	22,000円	6,800円	4,700円
賦課限度額（保険税の上限）		※630,000円	190,000円	170,000円

※医療保険分の賦課限度額が63万円へ、介護保険分が17万円へ引き上げられました。

●所得申告をしてください

保険税のうち、前年中の所得を基に計算する所得割があります。所得申告をしていないと所得を把握できないため、保険税の軽減やさまざまな納付（入院時の食事代や高額療養費の支給など）が受けられないことがあります。所得申告がまだの方は所得申告をお願いします。

●届出は14日以内にしてください

国民健康保険に加入したり、やめたりするときは、14日以内に窓口へ届け出てください。届け出が遅れると、保険税を遡って納めることになります。また、届け出前の保険証がない期間の医療費は全額自己負担となります。

●口座振替が便利です

保険税を納めに行く手間が省け納め忘れもありません。申し込みは、預金口座のある取扱金融機関の窓口で直接お願いします。

用意するもの

- ・納付書
- ・保険証
- ・預金通帳
- ・通帳の印鑑

●高齢者受給者証の更新について

国民健康保険加入者には、70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の人はその月）から75歳になるまで高齢受給者証が交付されます。※一定の障がいがある人は除く

高齢受給者証は毎年8月に更新となります。自己負担割合が変更になる人については7月下旬に発送します。

自己負担割合	
昭和19年4月1日以前	1割
昭和19年4月2日以降	2割
現役並み所得者	3割

▶ 高齢受給者証には所得などに応じて自己負担割合が記載されています。

●納められないときは相談してください

「失業したため納付が困難」「分割で納付したい」など保険税の支払いができないときは、滞納のままにせず相談してください。滞納のままだと、保険給付などのサービスが制限される場合があります。

減免申請について

新型コロナウイルス感染症の拡大をうけ、感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者については、国民健康保険税の減免に該当する場合があるので、国民健康保険課まで相談ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響によらない事由により収入が減少した場合においても、従来の減免制度に該当する場合があります。

非自発的失業による軽減

リストラなどによる失業者について、離職した日の翌日から翌年度末までの期間、給与所得を30%で算定します。雇用保険受給資格者証原本を提示の上、申請してください。

- ①雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）
【離職理由コード 11,12,21,22,31,32】
- ②雇用保険の特定理由離職票（雇止めなどによる離職）
【離職理由コード 23,33,34】

●医療費が高額になりそうなときは

入院・手術などにより国民健康保険に加入している人の医療費が高額になりそうなときは、あらかじめ限度額適用認定証を医療機関窓口で提示することで、窓口での支払いを自己負担限度額までにすることができます。

限度額適用認定証は、申請した月の1日から7月31日までの有効期限となっています。8月以降も引き続き高額の医療費負担が続く見込みの人は申請をお願いします。

●納付相談窓口を開設しています

毎月第4日曜日（12月を除く）の13時から17時まで、保険税の納付相談窓口を開設しています。



後期高齢者医療制度を利用している人へ

●8月1日から被保険者証が変わります

新しい被保険者証は、7月下旬までに簡易書留で郵送します。※保険料の未納がある人は窓口切り替えとなります。

●通知書・納付書は7月に送付します

保険料の納付方法は原則年金天引き（特別徴収）です。それ以外は、口座振替や納付書での納付（普通徴収）となります。普通徴収の人には決定通知書に納付書を同封していますので、納期限を確認して納付してください。※特別徴収の人には8月下旬に決定通知書を発送します。

●均等割額の軽減特例措置の見直しについて

これまで8割軽減、8.5割軽減となっていた人は、段階的に7割軽減となります。

制度の変更点について

詳細は保険証などに同封される「後期高齢者医療制度のご案内」を確認してください。

